

## 鹿児島県最低賃金が時間額「897円」に改正されました！

鹿児島県最低賃金が、令和5年10月6日から時間額「897円」に改正されました。

この最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

また、特定の産業の労働者と使用者に適用される特定(産業別)最低賃金は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

### 【お問い合わせ先】

鹿児島労働局賃金室

☎099-223-8278

鹿屋労働基準監督署

☎0994-43-3385

## 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定について

厚生労働省では、先の大戦によって海外や沖縄、硫黄島で亡くなられた戦没者の遺骨の身元を特定してご遺族のもとへお返すするため、DNA鑑定を実施しています。

### 【対象地域】

硫黄島、インド、インドネシア(西部ニューギニア含む)、沖縄、樺太、旧ソ連・モンゴル、タイ、中部太平洋地域、東部ニューギニア、ノモンハン、ビスマーク・ソロモン諸島、フィリピン、ミャンマー(ビルマ)

### 【申請対象者】

対象地域の戦没者の配偶者、子、父母、孫、兄弟姉妹、甥、姪など

### 【申請書請求・お問い合わせ】

厚生労働省社会・援護局事業課  
戦没者遺骨鑑定推進室

☎03-3595-2219

※申請書等の詳細は厚生労働省のホームページを参照ください。

戦没者遺骨DNA鑑定

で検索

## 第70回精神保健福祉普及運動について

10月23日(月)から10月29日(日)は「誰もが安心して暮らせる地域社会の創造」を推進標語とした精神保健福祉普及運動週間です。

### 【趣旨】

地域社会における精神保健及び精神障害者の福祉に関する理解を深め、精神障害者の早期治療並びにその社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るとともに、併せて、精神障害の発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進を図り、もって精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的としています。

### 【各種相談】

#### ■こころの相談

精神的不安等、心の悩みごとに関する相談 ☎099-228-9566

#### ■県精神保健福祉センター

(事前電話)

精神科医、保健師、心理士による相談等 ☎099-218-4755

#### ■ピアサポーター活動

自分の体験や行動、考え方を互いに語り支えあう活動

☎099-401-0028

(そお地区障がい者等基幹相談支援センター内)

### 【お問い合わせ先】

大崎町役場保健福祉課

障害福祉係

☎476-1111(内線141)

## 令和6年度鹿児島障害者職業能力開発校入校生募集

障がいをお持ちの方を対象に令和6年度入校生を募集します。

### 【募集期間】

10月20日(金)～11月22日(水)

### 【選考日】

12月8日(金)

### 【試験場所】

本校(薩摩川内市入来町)

### 【試験内容】

筆記試験(国語・数学)及び面接

### 【募集科目】

情報電子、グラフィックデザイン、OA事務、介護福祉サービス、アパレル、ワークトレーニング

### 【授業料等】

授業料は無料です。寮も併設しています。

### 【訓練期間】

1年間(令和6年4月～令和7年3月)

### 【申込方法】

お近くのハローワークでご相談ください。

### 【お問い合わせ先】

鹿児島障害者職業能力開発校

☎0996-44-2206

詳しくはHPをご覧ください。

## 10月は「土地月間」です

国土交通省において、毎月10月1日を「土地の日」、10月を「土地月間」と定め、土地の基本理念や土地対策の重要性について、国民の理解を高め、その理解を深めることを目的として、普及、啓発活動を実施しています。

土地は、限られた貴重な資源であり、将来のためにも土地の有効活用が大切です。この機会に、豊かで安心できる住みよい社会を築いていくために、皆さんも土地の有効活用について考えてみませんか。

### 【国土利用計画法の届出制度】

一定面積(※)以上の土地の取り引きをしたときは、権利取得者(売買の場合は買主)は土地の利用目的などを記入した県知事宛での届出書を、契約を締結した日を含めて2週間以内に土地の所在する市町村役場へ提出する必要があります。

※都市計画区域内は5千㎡以上、都市計画区域外は1万㎡以上

### 【お問い合わせ先】

大崎町役場企画政策課

企画調整係

☎476-1111(222)